

緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用

10件 不当金額(支出) 2億2201万円

(前年度 9件 9967万円)

1 基金事業の概要

厚生労働省は各都道府県に対して、緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金を交付し、各都道府県はこれらの交付金を原資として、緊急雇用創出事業臨時特例基金及びふるさと雇用再生特別基金（以下、これらを合わせて「基金」という。）を造成している。

そして、各都道府県及び各市町村等（以下「都道府県等」という。）は、基金を財源として、緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を実施している（以下、これらを合わせて「基金事業」という。）。なお、ふるさと雇用再生特別基金事業の実施は平成23年度に終了している。

基金事業では、都道府県等が企画した事業を民間企業等へ委託し、受託した民間企業等が公募により失業者を雇い入れて行う事業（以下「委託事業」という。）等が実施されている。

2 検査の結果

10都道府県及びこれらの都道府県から補助金の交付を受けた管内の132市区町村を対象に会計実地検査を行った結果、3道県及び23市区町村が実施した基金事業において、委託事業の受託者等が、基金事業の対象とならない経費を計上したり、新規に雇用する失業者の募集に当たり公募を行っていなかったりなどしていたため、計222,016,588円（交付金相当額同額）が、10都道府県に造成されたそれぞれの基金から過大に取り崩されて、補助の目的外に使用されていて不当と認められる。

(注1) 3道県 北海道、山梨、広島両県

(注2) 23市区町村 函館、盛岡、花巻、一関、釜石、二戸、奥州、鶴岡、高岡、魚津、津、防府、高松、三豊各市、豊島区、上川郡東川、白老郡白老、下閉伊郡山田、九戸郡洋野、西八代郡市川三郷、南巨摩郡富士川、安芸郡府中各町、南都留郡鳴沢村

(注3) 10都道府県 東京都、北海道、岩手、山形、富山、山梨、三重、広島、山口、香川各県

(単位：千円)

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	基金造成額	左に対する交付金交付額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額
厚生労働本省	北海道	緊急雇用創出基金	20～25	53,490,000	53,490,000	6,354	6,354
		ふるさと基金	20	8,210,000	8,210,000	4,424	4,424
同	岩手県	緊急雇用創出基金	20～25	95,284,537	95,284,537	56,929	56,929
同	山形県	同	20～25	26,977,000	26,977,000	11,788	11,788
同	東京都	同	20～25	61,236,400	61,236,400	27,684	27,684
同	富山県	同	20～25	20,007,600	20,007,600	4,719	4,719
同	山梨県	同	20～25	16,691,800	16,691,800	80,548	80,548
同	三重県	同	20～25	25,585,000	25,585,000	4,386	4,386
同	広島県	同	20～25	24,916,300	24,916,300	19,285	19,285
同	山口県	同	20～25	16,105,100	16,105,100	1,579	1,579
同	香川県	同	20～25	11,755,000	11,755,000	4,315	4,315
計				360,258,737	360,258,737	222,016	222,016

これらの事態について、事例を示すと次のとおりである。

岩手県下閉伊郡山田町は、緊急雇用創出基金を財源とした委託事業として、町内の物資センターの運営や防犯パトロールを行うことなどを内容とした「山田町災害復興支援事業」を平成23年度に430,593,050円で、「復興やまだ応援事業」を24年度に791,417,000円でそれぞれ特定非営利活動法人大雪りばあねっと（以下「法人」という。）に委託していた。そして、23年度事業については、同町は、法人から実績報告書の提出を受けて、委託費を430,486,582円とし、岩手県は同町に対して、緊急雇用創出基金を財源として同額の補助金を交付していた。

また、24年度事業については、事業実施期間の途中で継続が困難となったことから、同町は法人との契約の一部を解除し、法人から実績報告書の提出を受け、委託費を363,208,574円と確定し、同県は、このうち経費の内容が明らかでなく、事業との関連を確認できなかった支出等を控除し、289,423,261円が補助の対象となるとして、同町に対して、緊急雇用創出基金を財源として同額の補助金を交付していた。

そして、24年度事業において経費の内容が明らかでなく、事業との関連を確認できなかった支出等が見受けられたことから、同県は23年度事業についても、委託費の再調査を行い、23年度事業の補助金の額を262,996,133円と修正していた。

そこで、本院においても、実績報告書等を基に検査したところ、法人は、主に北海道旭川市内の法人の事務所において、既存雇用者2名が、本件委託事業に係る事務を専従で担当していたとして、事業期間内に当該2名に対して支払われた人件費23年度計7,779,000円、24年度計6,879,000円の全額を本件委託事業に要した経費として実績報告書に計上していた。

しかし、法人において、当該2名に係る業務日誌を作成していなかったことから、法人が同町へ提出した本件委託事業に係る出張の復命書等により当該2名が本件委託事業に係る事務に従事した日数を確認して、人件費を算定したところ、23年度2,034,369円、24年度2,411,000円となった。したがって、前記の実績報告書への計上額との差額23年度5,744,631円、24年度4,468,000円、計10,212,631円は、本件委託事業の対象経費とは認められない。

また、法人は、本件委託事業の実施に必要な経費とは認められない打上げ花火の購入費等2,930,527円を本件委託事業の対象経費として計上していた。

したがって、本件委託事業の対象経費とは認められない計13,143,158円（交付金相当額同額）が岩手県から同町に交付される補助金として緊急雇用創出基金から過大に取り崩され、補助の目的外に使用されていた。

なお、本件については、平成25年度決算検査報告の「国民の関心の高い事項等に関する検査状況」において、検査を実施している旨を記述した（平成25年度決算検査報告1162ページ参照）。